

## その他の分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠法令	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
保護施設	生活保護法	第38条第1項	次に掲げる施設をいう。 救護施設以外の施設は、障がい者施策などの他法の整備・拡充により施設数が減少している。一方、救護施設は、他法の施設の入所待機者や他法の施設では受け入れが困難とされる人々が利用し、施設数も増加傾向にある。	—	—
救護施設	生活保護法	第38条第2項	身体上又は精神上に著しい障がいがあるため、自分一人では生活することが困難な要保護者を入所させて保護する施設。 入所と通所によるサービスが実施され、重複障がいがあるために各法による施設になじまない者や、長期入院していた精神障がい者の退院先の受け皿として利用されている。	第一種 社会福祉事業	救護施設
更生施設	生活保護法	第38条第3項	身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者で、近い将来社会復帰できる見込みのある人を入所させて保護する施設	第一種 社会福祉事業	更生施設
医療保護施設	生活保護法	第38条第4項	医療費の負担能力のない行旅病人等に対して入院等の治療を実施したり、住所不定者等に対して寝具や日常生活用具を含めた包括的医療を提供したりする施設。具体的には、指定病院や診療所の許可病床であるため、病院に付随する機能の施設といえる。	第一種 社会福祉事業	生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を運営する事業
授産施設（保護授産施設）	生活保護法	第38条第5項	身体上、精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能修得のために必要な機会及び便宜を与えて、自立と生活安定を図ることを目的とする通所施設		
宿所提供施設	生活保護法	第38条第6項	住居のない要保護者の世帯に対して住宅を提供するための施設で、家族用と単身者用がある。 戦後の混乱期に、住居を失った者、海外からの引揚者等に対して住居を提供してきたが、施設数は激減している。現在では、精神障がい者等が社会復帰する際の一時的な生活の場として利用されることが多い。		
葬祭扶助	生活保護法	第18条	困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、葬祭を行うときに扶助を行う事業。遺体の運搬や火葬、納骨その他の葬祭に必要な費用を現金で給付する。	第一種 社会福祉事業	生計困難者に対して助葬を行う事業
婦人保護施設	売春防止法	第36条	売春を行うおそれのある女性を入所させ、社会復帰に必要な生活指導や職業指導、授産、就職指導を行う施設。また、DV防止法に基づき被害者の保護を行う施設	第一種 社会福祉事業	婦人保護施設
授産施設（社会事業授産施設）	社会福祉法	第2条第2項第7号	労働力の比較的低い生活困難者に対して、施設を利用させることによって、就労の機会を与え、又は技能を修得させ、これらの者の保護と自立更生を図る施設	第一種 社会福祉事業	授産施設
生活福祉資金貸付制度	社会福祉法	第2条第2項第7号	生計困難者を対象として、生業資金又は生活資金等の一般的少額の資金を融通する事業	第一種 社会福祉事業	生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

## その他の分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠法令	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
生計困難者に対する相談支援事業、総合相談支援事業など	社会福祉法	第2条第3項第1号	生計困難者を対象として、相談業務、関係機関の連携の支援、医療や介護等の必要なサービスの費用等の全部又は一部を負担する経済的援助等を行う事業	第二種 社会福祉事業	生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
認定生活困窮者就労訓練事業	生活困窮者自立支援法	第16条	直ちに一般就労を行うことが困難な生活困窮者に対して、支援付きの就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を行う事業	第二種 社会福祉事業	認定生活困窮者就労訓練事業
養子縁組あっせん事業	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	第2条第4号	都道府県知事の許可を受けて養親希望者と児童との間の養子縁組のあっせんを行う事業	第二種 社会福祉事業	養子縁組あっせん事業
母子家庭日常生活支援事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第17条第1項	母子家庭が、修学や病気などの理由により一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員の派遣等を行う事業	第二種 社会福祉事業	母子家庭日常生活支援事業
父子家庭日常生活支援事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第31条の7第1項	父子家庭が、修学や病気などの理由により一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員の派遣等を行う事業	第二種 社会福祉事業	父子家庭日常生活支援事業
寡婦日常生活支援事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第33条第1項	寡婦が、修学や病気などの理由により一時的に生活援助が必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員の派遣等を行う事業	第二種 社会福祉事業	寡婦日常生活支援事業
母子・父子福祉施設	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第38条	ひとり親家庭の親と子の心身の健康を保持し、生活の向上を図るため、都道府県、市町村又は社会福祉法人が設置する施設。次の2種類がある。	第二種 社会福祉事業	母子・父子福祉施設
母子・父子福祉センター	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第39条第2項	ひとり親家庭や寡婦の自立と生活の安定を図るため、生活、就業等の相談、生活指導、技能習得・教養講座の開催等を行う施設		
母子・父子休養ホーム	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第39条第3項	ひとり親家庭や寡婦の心身のリフレッシュを目的として、無料又は低額な料金でレクリエーションを提供する施設		
身体障害者生活訓練等事業	身体障害者福祉法	第4条の2第1項	身体障がい者に対して、点字、手話、歩行及び発声の訓練、残存視力を活用する訓練、人工肛門又は人工膀胱を使用している者に対する社会適応訓練、家事の訓練並びに福祉用具及び情報機器を使用する訓練その他の援助を提供する事業	第二種 社会福祉事業	身体障害者生活訓練等事業
手話通訳事業	身体障害者福祉法	第4条の2第2項	聴覚、言語機能又は音声機能の障がいのため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障がい者に対し、手話通訳等に関する便宜を供与する事業	第二種 社会福祉事業	手話通訳事業
介助犬訓練事業	身体障害者福祉法	第4条の2第3項	介助犬の訓練を行うとともに、肢体の不自由な身体障がい者に対し、介助犬の利用に必要な訓練を行う事業	第二種 社会福祉事業	介助犬訓練事業

## その他の分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠法令	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
聴導犬訓練事業	身体障害者福祉法	第4条の2第3項	聴導犬の訓練を行うとともに、聴覚障がいのある身体障がい者に対し、聴導犬の利用に必要な訓練を行う事業	第二種 社会福祉事業	聴導犬訓練事業
身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法	第5条第1項	次に掲げる施設をいう。	—	—
身体障害者福祉センター	身体障害者福祉法	第31条	無料又は低額な料金を、身体障がい者に関する各種の相談に応じ、身体障がい者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設。次の4つの種類がある。	第二種 社会福祉事業	身体障害者福祉センター
身体障害者福祉センターA型	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準	第13条第1号	各種の相談に応じるほか、機能訓練や社会との交流の促進、スポーツ及びレクリエーションの指導、職員研修等を総合的に行う施設		
身体障害者福祉センターB型	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準	第13条第2号	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、ボランティアの養成等を行う施設		
在宅障害者デイサービス施設	改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準	第65条第3号	在宅の身体障がい者が自宅から通所し、創作的活動や機能訓練などを行う施設		
障害者更生センター	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準	第13条第3号	景勝地や温泉地などに設置され、身体障がい者とその家族が宿泊、休養できるほか、レクリエーションなどのための便宜を供与する施設		
補装具製作施設	身体障害者福祉法	第32条	無料又は低額な料金を、補装具の製作又は修理を行う施設	第二種 社会福祉事業	補装具製作施設
盲導犬訓練施設	身体障害者福祉法	第33条	無料又は低額な料金を、盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障がいのある身体障がい者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設	第二種 社会福祉事業	盲導犬訓練施設
視聴覚障害者情報提供施設	身体障害者福祉法	第34条	無料又は低額な料金を、点字刊行物、視覚障がい者用の録音物、聴覚障がい者用の録画物等の製作及び貸出し、点訳者や手話通訳者の養成及び派遣等を行う施設	第二種 社会福祉事業	視聴覚障害者情報提供施設
点字図書館	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準	第34条第1号	無料又は低額な料金を、点字刊行物及び視覚障がい者用の録音物を貸し出す施設		
点字出版施設	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準	第34条第2号	無料又は低額な料金を、点字刊行物を出版する施設		

## その他の分野の事業

施設、事業、サービスの名称		根拠法令	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
	聴覚障害者情報提供施設	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準	第34条第3号	字幕（手話）入りビデオなど聴覚障がい者用の録画物の制作及び貸出し、手話通訳者や要約筆記者の派遣、情報機器の貸し出し等を行う施設		
身体障害者更生相談所		身体障害者福祉法	第11条	身体障がい者に関する専門的知識と技術を必要とする相談・指導や医学的、心理学的、職能的な判定業務、補装具の適合判定、市町村に対する専門的な技術的援助指導、巡回相談、地域におけるリハビリテーションの推進に関する業務などを行う都道府県の機関	第二種 社会福祉事業	身体障害者の更生相談に応ずる事業
知的障害者更生相談所		知的障害者福祉法	第12条	知的障がい者に関する専門的知識と技術を必要とする相談・指導や医学的、心理学的、職能的な判定業務、療育手帳の判定、市町村に対する専門的な技術的援助指導、巡回相談、地域生活支援の推進に関する業務などを行う都道府県の機関	第二種 社会福祉事業	知的障害者の更生相談に応ずる事業
無料低額宿泊事業		社会福祉法	第2条第3項第8号	生計困難者のために無料又は低額な料金で簡易住宅を貸付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業	第二種 社会福祉事業	生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
無料低額診療事業		社会福祉法	第2条第3項第9号	経済的理由により適切な医療を受けることが困難な人に対し、無料又は低額な料金で診療を行う事業。社会情勢等の変化に伴い、必要性が薄らいでいるので、新規に行うものについては抑制を図ることとされている。	第二種 社会福祉事業	生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
無料低額介護老人保健施設利用事業、 無料低額介護医療院利用事業		社会福祉法	第2条第3項第10号	経済的理由により適切な介護を受けることが困難な人に対し、無料又は低額な料金で介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業	第二種 社会福祉事業	生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業
隣保事業		社会福祉法	第2条第3項第11号	地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる隣保館等を設置し、地域住民に無料又は低額な料金で施設を利用させるほか、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を行い、近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図る事業	第二種 社会福祉事業	隣保事業
福祉サービス利用援助事業		社会福祉法	第2条第3項第12号	認知症や知的障がい、精神障がいなどによって必要な福祉サービスを自身の判断で適切に選択・利用することが難しい人に対して、福祉サービスの利用手続の援助を行うほか、金銭管理の手伝いや重要な書類の預かりなどを行う事業	第二種 社会福祉事業	福祉サービス利用援助事業
社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業		社会福祉法	第2条第3項第13号 第2条第4項第5号	社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業（社会福祉事業の助成を行うもののうち、助成の金額が毎年度500万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度50に満たないものを除く。）	第二種 社会福祉事業	社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業